様式4号

**該非判定票**

作　成　日：　　　 年　　月　　日

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 作成責任者 |  | 連絡先Tel |  |
| 所属・職名 |  | 連絡先E-mail |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 研究内容、もしくは技術･情報の名称（複数記入可） |  |
| キーワード |  |

|  |
| --- |
| 外国為替令別表（技術を提供する場合）又は輸出貿易管理令別表第一（貨物を輸出する場合）の項番と該非 |
| １２３３の２４５６７８９１０１１１２１３１４１５ | 該当する該当する該当する該当する該当する該当する該当する該当する該当する該当する該当する該当する該当する該当する該当する該当する | 該当しない該当しない該当しない該当しない該当しない該当しない該当しない該当しない該当しない該当しない該当しない該当しない該当しない該当しない該当しない |
|  | 「該当する」欄が１か所以上ある | すべて「該当しない」欄のみ |

「大学における該非判定のための手引き書」（<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/gaihihantei_hontai.pdf>）を熟読し、研究者の該非判定チェック票を作成してください。

技術・貨物の内容・性能を法令（外国為替令別表又は輸出貿易管理令別表第一、貨物等省令、解釈通達。「貨物・技術のマトリクス表<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html>）を照合した上で、それぞれの項について「該当する」「該当しない」のいずれかに○印を付けてください。また判断した根拠を、様式４号（別紙対比表）に明記してください。

外国為替令／輸出貿易管理令の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所と、本件技術・貨物の仕様（性能）との対応関係は、様式４号（別紙対比表）のとおりです。米国原産品または米国原産品を含む製品を日本から再輸出する場合は、米国輸出管理規則が適用されます。米国再輸出規制（EAR）を理解し、購入先（メーカー、商社等）からECCN番号を入手してください。

参考URL：<https://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/index.html>

チェックを入れてください

* 本件技術又は貨物は、以上のとおり外国為替令別表（第１６項を除く）又は

輸出貿易管理令別表第一（第１６項を除く）に該当します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　2024.11

様式4号（別紙対比表）

　**外国為替令・輸出貿易管理令の関連項目等と**

**技術・貨物の仕様（性能）の対比表**

該非判定票に記載した技術／貨物に係る、輸出令の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所と、本件技術／貨物の仕様（性能）との対応関係は、以下のとおりです。

作成責任者：　氏名 .

キーワード：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　.

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 輸出令 | 貨物等省令 | 解釈通達 |  | 技術／貨物の仕様（性能） |
| 項　番 | 項　目 | 項　番 | 項　目 |
|  |  |  |  | 型及び等級ABC/DEFG呼び径が４０Ａで該当ハ　内容物と接触するすべての部分が**ふっ素樹脂**で被覆されており該当 |  |  |

技術／貨物の該非判定結果　　□ 該当 □ 非該当

※記述に当たっては、以下の事項を満たしてください。

・輸出令の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所については、それぞれが明確に分かるよう、該当部分を引用し、技術／貨物の仕様（性能）との対比を明らかにすること。

・特に、該当非該当に係る具体的数値については、技術／貨物の有する数値と基準の関係が分かるよう記載すること。

・技術／貨物の仕様（性能）などが分かる資料を添付すること。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　2024.11